

一般コミュニティ助成事業における 申請内容評価基準（市民活動支援課）

項目	内容、評価	得点	
実施主体	小学校区まちづくり協議会	3	
	実行委員会など複数の自治会等（区、町内会、自治会）で組織した団体	2	
	自治会等（区、町内会、自治会）	1	
事業効果	使用目的 及び用途	地区コミュニティ行事で使用（他の自治会等との合同行事）	3
		地区コミュニティ行事で使用（他の団体等との合同行事）	2
		自治会等コミュニティ行事で使用（単独行事）	1
	現状及び 必要度	令和8年度に新規事業を実施	4
		他団体等（市役所等）から全て借用	3
		他団体等（市役所等）から一部借用、一部買替え・追加	2
		全て買替え、追加	1

※ 過去10年間に於いて採択された自治会等が、同一助成区分において申請を行う場合、優先順位は劣後します。また、他の団体・自治会等との合同行事で使用する場合は、関係団体全てを採択実績とみなしますので、他の団体との協議を必ず行ってください。

※ 提出された申請書類を精査した上、同点の団体があった場合は、団体の発展・育成により支援を要すると考えられる団体を優先します。（①設立してから時間のたっていない団体である（財政力、発展性を考慮） ②過去3年間で加入世帯の減少数が少ない団体である）

評価基準の基本的な考え方

【実施主体】 事業の実施主体であるコミュニティ組織について判断します。

- 市が認めるコミュニティ組織：自治会等（自治会、町内会、区など）
- 本助成事業は、コミュニティの健全な発展を目的とした、コミュニティ活動に対する助成制度です。いくつかのコミュニティは連携することで、その効果が高まるとの観点から、規約等によって明記された複数の自治会等で組織した団体が望ましいと考え、優先します。
- コミュニティの健全な発展のため、本助成は広く活用されることが望ましいという観点から、過去10年間（耐用年数等から判断）において採択された団体が、同一助成区分において申請を行う場合、優先順位は劣後します。
- 提出された申請書類を精査した上、同点の団体があった場合は、団体の発展・育成により支援を要すると考えられる団体を優先します。（①設立してから時間のたっていない団体である（財政力、発展性を考慮） ②過去三年間の加入世帯の減少が少ない団体である）

【事業効果】 「使用目的及び用途」「現状及び必要度」の2項目から判断します。

- 使用目的及び用途：
本助成事業を実施することによる、地域コミュニティへの波及効果を重視します。
他の団体等は、自治会等に限りません。（例：子ども会・老人会）
- 現状及び必要度：
新規（新たな事業を実施）、市役所等からの借用、買い替え追加の順に優先させます。

※その他

この評価基準で決定しない場合は、応募のあった団体の運営状況等を鑑み、より助成を受けるにふさわしい自治会を優先するよう、総合的に判断し、決定します。